

Ⅲ. 磁気ディスクによる届出について

届出ファイルの作成方法	→ P 24
磁気ディスクによる届出の方法	→ P 25
磁気ディスク提出票の作成方法	→ P 26～
届出ファイルの入力要領	→ P 28～

1. 届出ファイルの作成方法

NITEのHP（アドレスは本手引きの冒頭に掲載）から「PRTR届出作成支援システム」を使用（起動）して届出ファイルを作成します。具体的な作成（入力）方法は、「PRTR届出作成支援システム簡易操作マニュアル」をご覧ください。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/shien_system.html

※届出ファイルは、「PRTR届出作成支援システム」や「PRTR排出量等算出システム」等を使用して作成してください。ワープロソフト等その他のアプリケーションにより作成した届出書の電子ファイルを保存し提出されても、受理することはできません。

<届出事項入力画面> （「PRTR届出作成支援システム」の例）

※所定の項目を入力するだけで、届出ファイルが簡単に作成できます。

The image displays two side-by-side screenshots of the NITE PRTR submission system. The left screenshot shows the 'PRTR届出作成支援（本紙）' (Main Paper) form, which includes fields for submission year, submission date, and submission time. The right screenshot shows the 'PRTR届出作成支援（別紙）' (Separate Paper) form, which includes fields for the name of the chemical substance, its identification number, and its physical/chemical properties. Both forms have a sidebar with navigation links and a top bar with utility icons.

※作成した届出ファイルを磁気ディスク（CD-R等）に保存（記録）してください。

※保存する前に、巻末資料の「提出前のチェックシート」で入力事項の最終チェックを行ってください。

※保存する際の届出ファイル名は、届出する事業所の名称など区別しやすいものとしてください。

2. 磁気ディスクによる届出の方法

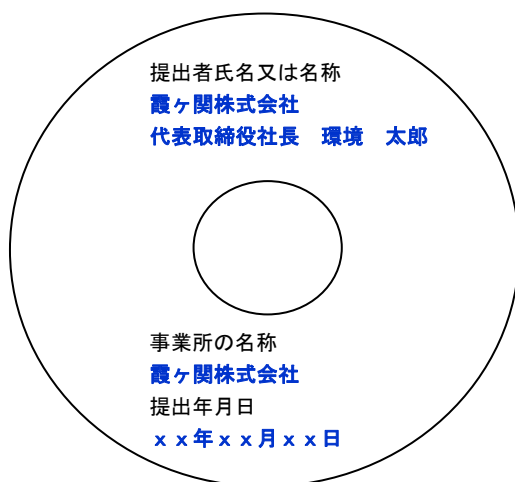
届出ファイルを保存した「磁気ディスク本体」及び「磁気ディスク提出票」(P26～)を事業所が所在する都道府県等の窓口へ持参又は郵送により提出してください。(郵送の場合、封筒の表に「P R T R届出書 在中」と朱書きしてください。)

磁気ディスク等の提出は、届出期間内(毎年4月1日から6月30日まで)にお願いします。(郵送の場合、提出先に6月30日必着)ただし、6月30日が土日の場合は、次の月曜日までとします。

※磁気ディスクを郵送する場合は、プラスチックケースに収納するなどデータの保護に留意してください。

※磁気ディスク本体には、以下のように提出者氏名又は名称、事業所の名称、提出年月日を記載したラベルを貼付してください。C D - R の場合、油性マジック等で直接記載するか、印刷してもかまいません。

<ラベル記入例>



※届出内容については、都道府県等において受け付けた後も、内容等に疑義があった場合、国による集計結果の公表(3月頃)までに、行政側から問い合わせがある場合がありますので、届出ファイルは必ず保存しておいてください。

3. 磁気ディスク提出票の作成方法

(1) 磁気ディスク提出票の記入例

様式第6 (第13条関係)

※受理日	年 月 日
※整理番号	

磁気ディスク提出票

*①

××年××月××日

*②

神奈川県知事 殿

〒100-0013

*③

(ふりがな)

とうきょうとちよだくかずみがせき

提出者 住所 東京都千代田区霞が関1-2-2

(ふりがな)

かずみがせきかぶしきがいしゃ

氏名

霞ヶ関株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう かんきょう たろう

代表取締役社長 環境 太郎

*④

担当者 部署 藤沢第一工場 環境安全部管理一係

(問い合わせ先)

(ふりがな)

かがく はなこ

氏名

化学 花子

電話番号 0466-××-××××

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出(第6条第1項の規定による請求)(第6条第8項の規定による請求)に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項(及び事実を証する情報)を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

*⑤

1. 磁気ディスクに記録された事項

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書(様式第1の本紙及び別紙1~4)に記載すべき事項

2. 磁気ディスクと併せて提出される書類

なし

- 備考
- 宛先の欄には、法第5条第2項の規定による届出にあっては都道府県知事、法第6条第1項又は第8項の請求にあっては主務大臣を記載する。
 - 「磁気ディスクに記録された事項」の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
 - 「磁気ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出(又は請求)の際に本票に添付されている磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載する。
 - 該当事項がない欄は、記載しないこと。
 - 提出票の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 磁気ディスク提出票の記入要領

①『提出日』

○届出式（届出ファイルを保存した磁気ディスク等）を窓口へ提出する日付（郵送の場合は、投函する日付）を記入してください。

②『あて先』

○事業所所在地に対応する都道府県知事等を記入してください。（例：神奈川県知事、横浜市長）

○「都道府県知事」又は「関西 花子知事」（個人名）などとは記入しないでください。

③『提出者』※提出日時点の情報を入力してください。

○提出者（事業者）の欄には、住所（法人にあっては登記上または本社の所在地）及び氏名（法人にあっては登記上の名称及び代表者の役職名・氏名）を記入してください。

○郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを記入してください。

○工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長や当該事業所の化学物質の管理・責任を有する者を、提出者は代理人として、委任することができます。届出書を代理人名で提出する場合は、代理人の役職を必ず明記してください。その場合には、以下のように記入してください。なお、届出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

様式第6（第13条関係）

※受理日	年 月 日
※整理番号	

磁気ディスク提出票

××年××月××日

神奈川県知事 殿

〒100-0013

提出者 (ふりがな) とうきょうとちよだくかずみがせき
住 所 東京都千代田区霞が関1-2-2
(ふりがな) かずみがせきかぶしきかいしゃ
氏 名 霞ヶ関株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう かんきょう たろう
代表取締役社長 環境 太郎
ふじさわだいいちこうじょうちょう けいざい いちろう
代理人 藤沢第一工場長 経済 一郎

担当者 部 署 藤沢第一工場 環境安全部管理一係
(問い合わせ先) (ふりがな) かがく はなこ
氏 名 化学 花子
電話番号 0466-××-××××

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出（第6条第1項の規定による請求）（第6条第8項の規定による請

※届出者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記載してください。

④『担当者（問い合わせ先）』

○磁気ディスクの破損等に備え、担当者連絡先は必ず記入してください。

⑤『磁気ディスクに記録された事項』

○この欄は、P26の記入例にならって記入してください。

4. 届出ファイルの入力要領

（１）届出ファイル（本紙）の入力要領

具体的な作成（入力）方法は、「P R T R届出作成支援システム簡易操作マニュアル」をご覧ください。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/shien_system.html

○入力漏れや入力ミスがあるとエラーが表示される場合があります。また、必要な項目には必ず「ふりがな」を入力していただくようお願いします。

①『提出日』

○磁気ディスクを提出する日付（郵送の場合は、投函する日付）を入力してください。

②『あて先』

○『届出先』は、「業種コード・届出先一覧」（P64）を参考に、事業所における主たる業種（P30の囲み）を所管している大臣を選択してください。

○『提出先』は、事業所所在地に対応する都道府県知事等を選択してください。

③『届出者』※提出日（届出日）時点の情報を入力してください。

○住所（法人にあっては登記上または本社等の所在地）及び氏名（法人にあっては登記上の名称及び代表者の役職名・氏名）を入力してください。

○郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを入力してください。

○工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長や当該事業所の化学物質の管理・責任を有する者を、届出者は代理人として、委任することができます。届出書を代理人名で提出する場合は、代理人の役職を必ず入力してください。なお、届出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

④『事業者の名称』※把握対象年度の4月1日時点の情報を入力してください。

○事業者（企業、会社、団体等）の名称を入力してください。（例：霞ヶ関株式会社）

○2024年度から、届出ファイルの様式に「法人番号」の入力欄が追加されました。

法人番号が不明な場合は、国税庁HPからご確認ください。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

○「前回の届出における名称」の欄は、事業者の名称が、前回の届出時における名称から変更した場合（社名等の変更）のみ入力してください。

⑤『事業所の名称』※把握対象年度の4月1日時点の情報を入力してください。

- 事業所（工場、事業場、営業所等）の名称を入力してください。事業者の名称は省略してください。（例：本社、藤沢第一工場、虎ノ門製造所、新橋営業所など）
- 複数の事業所を有する事業者は、事業所ごとに届出ファイルを作成してください。各事業所の区別がつくように、異なる名称を入力してください。（特に名称がない場合でも、本届出の便宜上、適切な名称を付けてください。）
- 「前回の届出における名称」の欄は、事業所の名称を、前回の届出時における名称から変更した場合（事業所の名称変更）のみ入力してください。

⑥『所在地』※把握対象年度の4月1日時点の情報を入力してください。

- 郵便番号、所在地（都道府県名から番地まで）を入力してください。
- 郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを入力してください。

⑦『事業所において常時使用される従業員の数』

※把握対象年度の4月1日時点の情報を入力してください。

- 当該事業所において常時使用される従業員の人数を入力してください。（注：届出書（届出ファイル）に入力するのは事業所の従業員数です。ちなみに、届出対象事業者の判定は事業者全体の従業員数で判断します。）

～常時使用される従業員とは～

- ①排出量等の把握対象年度の4月1日時点で期間を定めずに使用されている者、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者
 - ②同把握対象年度の前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者
- 注1）常時使用される従業員の数には、対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。
- 注2）1日の勤務時間又は月の勤務日数は関係なく、雇用している期間で判断してください。

次の表に、常時使用される従業員として数える例（“○”のもの）を示します。

役員※ ¹	正社員	嘱託 パート、 アルバイト等※ ²	他への 派遣者 (出向者)	別事業者 への 下請労働	他からの 派遣者※ ³ (出向者)	別事業者 からの 下請労働※ ³
×	○	○	×	×	○	○

- 使用されている人とは、正社員、嘱託・パート・アルバイト等と呼ばれている人（※2参照のこと。）、他企業からの派遣・出向者をいいます。

- 正社員であっても、他企業への派遣者・出向者は、使用されている人には含みません。

※1 役員は原則除きますが、役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用される従業員と考えます。

※2 嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者であって、上記①又は②に該当する場合は、常時使用される従業員に含まれます。

※3 事業者間における委託・請負・下請けによる別事業者からの労働者にあつては、委託等の契約期間を使用期間と読み替えます。

⑧『事業所において行われる事業が属する業種』

※把握対象年度の情報を入力してください。

○当該事業所において行われる事業が属する対象業種を選択又は業種コードを入力してください。「業種名」、「業種コード」は、「業種コード・届出先一覧」(P64)から選択してください。

○業種の説明については、対象業種の区分(P65～)や概要(P71～)、経済産業省・環境省のHPを参照してください。

～業種の考え方～

複数の業種を営む事業所は、当該事業所が営んでいるものの中から届出の対象をすべてあげ、その中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に関係する業種を「主たる事業」とし、それ以外を「従たる事業」とします。

例：事業所が営んでいる業種（売上高）が以下の場合

化学工業（10億円）、塗装工事業（7億円）、塗料卸売業（3億円）、
自動車卸売業（2億円）、商品検査業（1億円）

	業種	業種コード
主たる事業	化学工業	2000
従たる事業	自動車卸売業	5220
	商品検査業	8620

※塗装工事業、塗料卸売業は届出対象業種ではありませんので、届出をする必要はありません。

⑨『本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無』

○当該事業所について法第6条第1項に基づく秘密情報の請求を行わない場合は、「無」を選択してください。

⑩『担当者（問い合わせ先）』

○届出後、行政側から届出内容について問い合わせがある場合がありますので、届出担当者の所属する部署、氏名、電話番号を入力してください。

○2024年度から届出ファイルの様式に「電子メールアドレス」の入力欄が追加されました。

※なお、記載された担当者の電子メールアドレス宛へ、NITEからPRTR届出に関するご案内等をさせていただくことがございますが、あらかじめご了承ください。

※「③ 届出者」の情報については、提出日（届出日）時点のものを入力してください。

また、届出事項④～⑧については、把握対象年度の4月1日（年度途中に事業を開始した場合は、開始した日）時点の情報を入力してください（「把握対象年度」とは、届出する前年の4月1日～届出する同年の3月31日を指します）。

特に、把握対象年度途中に会社等の合併や市町村合併があった場合はご注意ください。

(2) 届出ファイル(別紙)の入力要領

- この別紙は、「対象化学物質」ごとに作成してください。対象化学物質とは、巻末資料「対象化学物質一覧」(P57～)に掲げる第一種指定化学物質515物質を指します。このうち、特定第一種指定化学物質(「対象化学物質一覧」参照)と呼ばれる物質(23物質)があります。
- 例えば、クロム酸亜鉛やクロム酸カリウムのような物質は、本法では「六価クロム化合物」に含まれますので、これらの化学物質については、まとめて「六価クロム化合物」として届け出てください。その他、複数の化学物質をまとめる例として、「亜鉛の水溶性化合物」、「鉛及びその化合物」などがあります。

①『別紙番号』

- 届出を行う対象化学物質の番号の順番(昇順)に対応して、1から連続する別紙番号が自動的に採番されます。

②『第一種指定化学物質の名称』

③『第一種指定化学物質の管理番号』

- 第一種指定化学物質の管理番号を入力する、又は化学物質の名称(別名があるものは当該別名)を選択して、届出を行う対象化学物質を指定します。

④『排出量』

- 把握対象年度1年間における対象化学物質の環境への排出量について、

『イ 大気への排出』

『ロ 公共用水域への排出』

『ハ 当該事業所における土壌への排出(二以外)』

『ニ 当該事業所における埋立処分』

のそれぞれを入力してください。

『イ 大気への排出』

事業所から大気中へ排出した対象化学物質の量(質量)を入力してください。

『ロ 公共用水域への排出』

事業所から公共用水域(河川、湖沼、海域等)へ排出した対象化学物質の量(質量)を入力してください。

『排出先の河川、湖沼、海域等の名称』

対象化学物質の排出先(排水が最初に流入する河川、湖沼、海域等の公共用水域)の名称を選択してください(例:「〇〇川」、「××湾」等)。公共用水域への排出がない場合は選択しないでください。排水先が2つ以上ある場合は、当該対象物質の排出量が多い方を選択してください。

公共用水域の名称等が不明な場合は、経済産業省・環境省のHPからご確認いただくか、都道府県等の窓口にお問い合わせください。

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/suiiki_name.html

『ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）』

事業所内の土壌へ排出した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

なお、事業所敷地内で埋立処分をしている廃棄物に含まれる対象化学物質の量は、『ニ 当該事業所における埋立処分』の欄に入力してください。

『ニ 当該事業所における埋立処分』

事業所敷地内で埋立処分した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

なお、委託等により廃棄物を事業所の外へ埋立処分している場合は、「移動量」に該当しますので、『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』の欄に入力してください。

『埋立処分を行う場所』

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づく最終処分又は鉱山保安法に基づく埋立場への埋立処分にあつては、廃掃法上の埋立の区分「安定型」、「管理型」、「遮断型」から該当するものを選択してください。埋立処分がない場合は選択しないでください。

また、鉱山保安法に基づくたい積場へのたい積処分にあつては、「管理型」としてください。

⑤『移動量』

○把握対象年度１年間における対象化学物質の当該事業所の外への移動量について、

『イ 下水道への移動』

『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』

のそれぞれを入力してください。

『イ 下水道への移動』

排水に含まれて事業所から公共下水道へ放流した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

『移動先の下水道終末処理施設の名称』

対象化学物質の移動先（排出した下水の処理が行われる施設）の名称を選択してください（例：「〇〇下水終末処理場」、「××下水処理センター」等）。下水道終末処理施設への移動がない場合は選択しないでください。移動先が２つ以上ある場合は、当該対象物質の移動量の多い方を選択してください。

下水道終末処理施設の名称等が不明な場合は、経済産業省・環境省のＨＰからご確認ください。

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/gesui_name.html

『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』

廃棄物の処理を行うため、廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出された対象化学物質の量（質量）を入力してください。

ここでいう廃棄物とは、各工程から発生する廃棄物・廃液、蒸留残さ、集じんダス

ト、使用済活性炭、水処理汚泥等の公害防止装置から発生する廃棄物、容器やタンクの残留物などです。

なお、廃棄物以外のものとして事業所の外へ運び出されたものは移動量には算入しないください。

また、製品として出荷する量などは移動量には算入しないください。

『廃棄物の処理方法』

廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の移動先での処理方法を選択してください。（複数選択可）

『廃棄物の種類』

廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の種類を選択してください。（複数選択可）

「廃棄物の処理方法」と「廃棄物の種類」は、少なくともどちらか一方を必ず選択してください。当該事業所の外への移動がない場合は選択しないください。

～排出量・移動量の算出について～

○排出量（イ～ニ）及び移動量（イ、ロ）のすべての項目に把握・算出した数値を入力してください。有効数字2桁で入力した結果、“ゼロ”となる場合や、実際に、排出量及び移動量がない項目（例えば、下水道を利用していない事業所における『イ 下水道への移動』の欄）については、「0. 0」と入力してください。

なお、年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質は0. 5トン以上）ある物質、及び他の法令で測定が義務づけられている物質は、排出量、移動量のすべての項目が「0. 0」であっても届出（別紙の作成）は必要です。

○「キシレン」、「ジニトロトルエン」のように、物質名に異性体の区分がされていないなど複数の物質を含む場合は、その対象化学物質に含まれるすべての化学物質（例えば、「キシレン」の場合は、「o-キシレン」、「m-キシレン」、「p-キシレン」のすべて）の合計量を入力してください。

○対象化学物質が「〇〇化合物」のような金属化合物（例：「亜鉛の水溶性化合物」、「カドミウム及びその化合物」、「銀及びその水溶性化合物」等）、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素化合物」については、それぞれの物質に含まれる「金属元素」、「シアン」、「ふっ素」及び「ほう素」に換算した量の合計量を入力してください。

なお、元素等に換算すべき対象化学物質については「対象化学物質一覧」（P58～）の最右欄に記載されています。

「アクリル酸及びその水溶性塩」や「臭素酸の水溶性塩」等は、換算せずに塩そのものの量を入力してください。

○金属化合物、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素化合物」について、**複数の物質群に含まれる場合**（例えば、「クロム酸鉛」は「六価クロム化合物」と「鉛及びその化合物」の両方に含まれる。）は、該当するすべての物質群ごとに別紙を作成してください。その際、例えばクロム酸鉛の場合、クロムに換算した量と鉛に換算した量が異なることに注意してください。

○排出量及び移動量の算出方法の詳細については、「P R T R排出量等算出マニュアル」を参照してください。

※特に見逃しやすい事項として「排出量等算出にあたってご確認いただきたいポイント」をN I T EのHPでもまとめていますのでご参照ください。